

虐待防止のための指針

放課後等デイサービス ハーモニー

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

本事業所は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待の防止等のための研修を定期的実施する等の措置を講じ、障害児に対する虐待の防止に万全を期すものとします。また、支援にあたっては、障害者虐待防止法及び児童福祉法等の関係法令を遵守し、いかなる理由があっても虐待行為及び身体拘束等の不適切な対応を行いません。

2. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

事業所内における虐待の防止及び早期発見、発生時の迅速かつ適切な対応のため、「虐待防止委員会」を設置します。

- ① 構成委員：管理者、児童発達支援管理責任者、その他必要と認める職員
- ② 開催頻度：年 1 回以上（その他、虐待事案の発生時や必要な事態が生じた際に随時開催）
- ③ 委員会の役割：虐待防止のための指針の整備、研修の企画、虐待事案（疑い含む）の検証、再発防止策の策定と周知徹底

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待防止のための研修は、基本的人権の尊重、関係法令の理解、具体的な支援スキルの向上等を目的として実施します。

- ① 実施時期：新規採用時及び年 1 回以上の定期研修
- ② 研修内容：虐待の定義と種類、身体拘束の禁止、アンガーマネジメント、不適切なケアの予防策、発生時の報告ルート等

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等（疑いを含む）を早期に発見した場合は、速やかに市町村の障害者虐待対応窓口に通報・相談します。

- ① 児童の安全確保を最優先とし、速やかに被害の拡大を防ぐ措置を講じます。
- ② 事業所内で虐待等が発生した場合は、速やかに所管の行政窓口（例：練馬区等の所管部署）に報告するとともに、関係機関と連携して調査に協力します。
- ③ ご家族に対しては、事案の経過、対応状況等を誠実かつ速やかに報告します。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ① 事業所内の虐待防止に関する責任者は「管理者」とします。
- ② 職員は、他の職員による不適切な対応や虐待の疑いを発見した場合、直ちに責任者に報告しなければなりません(責任者が関与している疑いがある場合は、直接市町村の窓口へ通報します)。
- ③ 報告を行った職員に対して、不利益な取り扱いを行うことを固く禁じます。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

障害児及びその家族に対して、必要に応じて成年後見制度の利用に関する情報提供や、関係機関(市町村、社会福祉協議会等)への紹介を行う等、利用支援に努めます。

7. 虐待等に係る苦情解決体制に関する事項

- ① 虐待等に関する苦情や相談については、事業所の苦情解決責任者(管理者)及び苦情受付担当者が対応します。
- ② 受け付けた苦情等は、苦情解決第三者委員や行政窓口と連携し、迅速かつ適切に解決を図ります。
- ③ 相談者のプライバシー保護を徹底し、相談したことによる不利益が生じないように配慮します。

8. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

- ① 本指針は、事業所内に掲示する等の方法により、職員及び利用者・保護者に周知します。
- ② 本指針に定める事項については、関係法令の改正や事業所の実態に応じて、虐待防止委員会において定期的に見直しを行います。

附則:本指針は、令和8年9月1日より施行する。